

「文化推進基本計画」の「第5次総合計画（後期）」への統合について

1 文化の位置づけに関する整理

(1) 現行計画における文化の範囲について

文化は、「人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体」、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」を意味します。（「文化芸術の振興に関する基本的な方針」より）第2次基本計画での文化の範囲は、芸術、芸能、生活文化など文化芸術振興基本法が対象とする、いわゆる「文化」だけではなく、景観、スイーツ・パンなどを含み食に関する事、ファッション、まつり、花や緑・山川海等の自然など広い視点を対象としています。

(2) 国の動向

国の動向では、文化の範囲の拡充や文化芸術による社会包摂、まちづくりなど文化の持つ役割が拡大しています。

◆文化芸術基本法への改正（平成29年6月）

文化芸術全般にわたる基本的な法律として、平成13年12月に文化芸術振興基本法が施行されました。また、平成29年にはその一部が改正され、名称を文化芸術基本法としました。この改正では、少子高齢化や急速なグローバル化、情報技術の進展等社会状況が著しく変化する中、観光やまちづくり、国際交流等多様な分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開を謳っているほか、食文化を「生活文化」の定義に含めるなど、文化の定義もより幅広く見直しています。

◆第1期文化芸術推進基本計画の策定（平成30年3月）

文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年3月に文化芸術推進基本計画を策定しました。計画では、文化芸術の本質的価値や社会的・経済的価値を文化芸術の継承や創造に活用し、好循環させることで文化芸術立国の実現を目指すとし、文化芸術を通じたソーシャル・インクルージョン（社会包摂）による心豊かで多様性のある社会等、今後の文化芸術政策が目指すべき姿を定めています。

◆障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月）

文化芸術はこれを創造・享受する者の障がいの有無にかかわらず、心の豊かさ

や相互理解をもたらすものです。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」では、**障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進**するために、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとし、障がいのある方々の鑑賞・創造機会の拡大や発表機会の確保、権利保護や販売等に係る支援など、幅広い内容を定めています。

◆文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律 (令和2年5月)

この法律では、博物館をはじめとした文化施設は文化資源の価値を磨き上げ、わかりやすく情報発信することでその価値と魅力に触れる機会の創出に努めることとし、文化施設を中心とした文化による観光交流の活性化を謳っています。また、**観光来訪者のみならず、地域住民についても地域への愛着や文化資源への意識を高める**ことで、産業振興や地域活性化を図っていくこととしています。

(参考) ◆文化財保護法の一部改正(令和3年6月)

近年の急速な過疎化や少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の影響により、無形文化財の継承に関する危機意識が高まりました。このような社会の変化に対応した文化財保護制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図ることとしました。また、地方公共団体による文化財の登録制度を新設し、国への文化財登録原簿への登録を提案できるようになりました。

◆第2期文化芸術推進基本計画の策定(令和5年3月)

前文では、「**国際的にも、多様性、包摂性、持続可能性をキーワードとした新たな社会の実現に、文化芸術が大きく貢献**することが共通認識となりつつある。また、文化芸術は**世界平和にも寄与**するものであり、(中略) **人々のウェルビーイングの向上**を図るためにも、文化芸術が果たすべき役割が増大している」旨が記載されました。重点取組では、「文化芸術そのものの振興に留まらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野等における施策との連携」が明記され、重点取組6では「文化芸術を通じた地方創生の推進」も規程されました。

2 統合の方向性

(1) 統合の趣旨

国においても文化芸術そのものの振興に留まらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野等における施策との連携が求められています。市の最上位計画である総合計画内に文化を位置付けることで、一部(インフラ・防災など)を除く多くの施策に文化の視点を加え、これまで以上に施策への文化的な工夫を促すことを目的に、**発展的統合を行うもの**です。

(2) 新行財政改革への取組としての側面

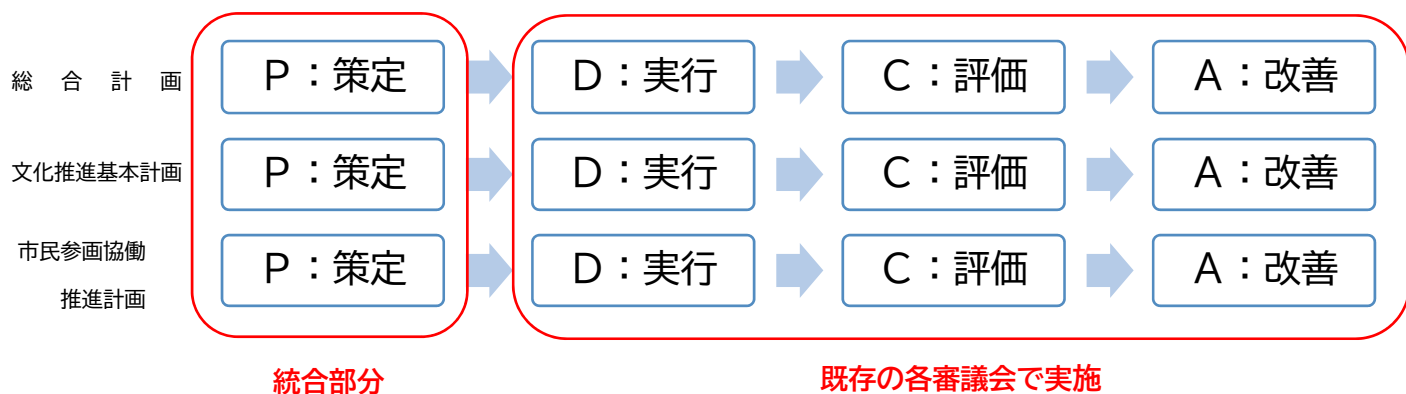
本市の新行財政改革では、取組項目として「3-②-1 中長期計画の統廃合や策定手順・手法の見直し」が挙げられており、このたびの統合は新行財政改革の取組としての側面もあります。

(3) 国の動向

「骨太の方針2023」では、「国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進するため、(中略) 既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行う」としています。国が策定を求める計画は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合を可能とすることを原則とする方針を出しており、全国的に計画の統合は加速すると予測されます。

(4) 統合のイメージ

統合においては、計画策定は一体的に実施するものの、文化施策の評価等進行管理については、これまで通り文化推進審議会において実施する予定です。



※補足：文化推進基本計画と同時に市民参画協働推進計画も第5次総合計画（後期）との統合を予定しています。